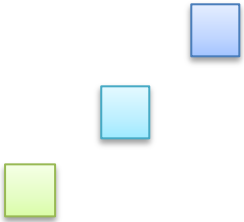




地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引



文部科学省生涯学習政策局社会教育課

## はじめに

地域における教育力の低下、家庭の孤立化などの課題や、学校を取り巻く問題の複雑化・困難化に対して、社会総掛かりで対応することが求められており、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となっています。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

こうした社会的背景を踏まえ、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」\*を推進するため、平成 29 年 3 月に社会教育法が改正され、教育委員会による地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。

地域学校協働活動を推進していくためには、地域学校協働活動推進員の配置の促進が必要不可欠です。本参考手引では、教育委員会において、地域の実情や特色を踏まえて推進員の委嘱がスムーズに行われ、地域学校協働活動がさらに推進されるよう、委嘱の手続き等について具体例を示しながら紹介します。平成 29 年 4 月に策定した『地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン』も参考にさせていただきつつ、推進員の委嘱を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

\* 地域学校協働活動：地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動

## 地域学校協働活動推進員とは？

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法第9条の7において、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言などを行うものとされています。

今回の社会教育法の改正により、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」や、地域コーディネーター間の連絡調整等を行う「統括コーディネーター」を、新たに「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することが可能になり、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わっていただくことができるようになりました。

各地域で既にこうしたコーディネーターが活動されている場合は、社会教育法改正の趣旨を踏まえ、円滑かつ効果的に地域学校協働活動が推進されるよう、コーディネーターとして委嘱・依頼している方を地域学校協働活動推進員として改めて委嘱していただくなど、できるだけ速やかに推進員制度の活用について検討していただくことが望めます。

### <社会教育法>

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

### 地域学校協働活動推進員に期待される役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部\*の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

### 地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する
- 地域学校協働活動への深い関心と理解がある
- 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している
- 学校の実情や教育方針への理解がある
- 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力がある
- 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている 等

これらの全ての役割を受け持ち、資質・能力を兼ね備えている方への委嘱はもちろん、地域の中で複数の地域学校協働活動推進員を委嘱し、分担してそれぞれが得意なことを生かしながらチームで地域学校協働活動推進に取り組むことも考えられます。

\* 地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の地域と学校の連携体制を基盤として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制

## ■ 地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・ これまでのコーディネーターやその経験者
- ・ 地域と学校の連携・協働に関わる活動に地域ボランティアとして活動している人
- ・ PTA 関係者、PTA 活動の経験者
- ・ 退職した校長や教職員
- ・ 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- ・ 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO、団体等の関係者
- ・ 社会教育主事の有資格者 等

Q. 地域学校協働活動推進員は、どのように選定すればよいのでしょうか。

A. 地域には、PTA や民生委員・児童委員の組織、社会福祉協議会、自治会、子供会、公民館・児童館など、子供に関わる多くの既存の組織があります。教育委員会と学校が、そうした既存の組織に地域学校協働活動のねらいを伝え、各組織のリーダーに相談しながら人材を選定することや、学校長や公民館長などから候補となる人材を推薦していただくことも有効です。

また、地域学校協働本部が推進員にふさわしい人物を選定し、自治体が最終的な確認をして委嘱を行うという流れも考えられます。

既にコーディネーターとして活躍されている方がいらっしゃる場合には、まずその方への委嘱を行うことが期待されます。

## ■ 統括的な地域学校協働活動推進員とは？

教育委員会は、より広域的な観点から、主に市町村等の域内における地域学校協働活動の推進を図る者として、必要に応じて「統括的な地域学校協働活動推進員」の委嘱を行うことができます。統括的な地域学校協働活動推進員は、社会教育法第 9 条の 7 に基づく地域学校協働活動推進員に含まれるものであり、域内全域の地域学校協働活動を推進する上で、各地域の規模や取組の進捗状況に応じて配置・活用することも有効です。

## ■ 統括的な地域学校協働活動推進員の役割

- ・ 地域学校協働活動推進員のリーダー的存在として、それぞれの推進員間の連絡調整
- ・ 地域学校協働活動推進員への適切な助言・指導や事例紹介
- ・ 地域住民の地域学校協働活動の理解の促進
- ・ 地域学校協働活動推進員の育成、人材の発掘・確保
- ・ 未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先事例の提供 等

## ■ 統括的な地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力に加え、

- ・ これまでのコーディネーター等としての実績や経験
- ・ 次期学習指導要領が目指す「社会とのつながりや、各学校の特色づくり」や「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、社会の状況に幅広く関心を寄せていること 等

## ■ 統括的な地域学校協働活動推進員の候補となり得る人材

- ・ 地域学校協働活動推進員として長年活躍した人
- ・ 社会教育主事として活動した経験のある人
- ・ 校長や教職員の経験者で、地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・ PTA 関係者、PTA 活動経験者で地域学校協働活動の経験が豊富な人
- ・ 地域学校協働活動に関する業務や調整の経験を有する人
- ・ 地域活性化やまちづくり関係の地域の団体のリーダー 等

Q. 地域学校協働活動推進員の候補として想定されるのは、統括的なコーディネーターですか？それとも地域コーディネーターですか？

A. 地域学校協働活動推進員は地域と学校との連絡調整や地域住民への助言等を行う者ですので、そうした役割を担う地域コーディネーター、統括コーディネーター両方が候補として想定されます。統括コーディネーターについては、統括的な地域学校協働活動推進員等として委嘱していただくことも考えられます。

## 地域学校協働活動推進員の委嘱について

教育委員会による地域学校協働活動推進員の委嘱は、推進員の処遇や役割等を明確にし、また、推進員が自らの責任、役割について認識できるようにするためにも、**文書で行うことが適切**です。委嘱の具体的な手続きや方法は、各教育委員会の判断に委ねられるものであり、各自治体の規定に沿って進めていただければと考えますが、本参考手引では、あくまでひとつの事例として、委嘱の流れや方法のイメージをお示しします。

### 委嘱の流れ（イメージ）

① 教育委員会において、地域学校協働活動推進員に望む役割等を明確にする。



② 地域学校協働活動推進員設置要綱等の策定



③ 地域学校協働活動推進員候補者の選定



④ 選定された推進員候補に役割等について説明の上、内諾を得る。

委嘱を行う際には、守秘義務の遵守及び子供たちの安全・健康面や学校の教職員の負担への配慮等について示し、遵守すべき事項に反するなどの不適切な行為を行った地域学校協働活動推進員には、委嘱の解除を含めて適切に対応するなど、推進員の業務の状況について、教育委員会が把握し、対応できるようにすることが重要です。



⑤ 設置要綱等に基づき、地域学校協働活動推進員を委嘱（委嘱状を渡す。）

※ 既に地域コーディネーター等として委嘱されている場合には、委嘱の根拠規定等を改定の上、地域学校協働活動推進員として改めて委嘱していただくことになります。そうした規定の改定を行うことが年度途中において困難な場合には、事務連絡等で地域学校協働活動推進員として来年度から位置付けることを示し、「地域学校協働活動推進員（予定）」として活動を開始していただくことも考えられます。

Q. なぜ「委嘱」を行わなければならないのですか？

A. 地域学校協働活動の**組織的・継続的な実施を図るためには**、教育委員会と地域学校協働活動推進員との間で、当該推進員が**具体的に**行うべき業務の内容や、**遵守すべき事項等を明確にした上で、活動の推進主体である教育委員会が責任をもって依頼することが望ましいことから**、「委嘱」行為を前提としています。  
これまで「地域コーディネーター」等として活躍されてきた方々の役割や業務の内容を大きく変えていただく必要はありませんが、自治体内における推進員の位置づけを明確にするためにも、「委嘱」による依頼をお願いします。

Q. コーディネーターという呼称が定着しており、地域学校協働活動推進員という呼称にすることに抵抗があるのですが・・・

A. 従前からの呼称（〇〇コーディネーター）等が定着している場合には、呼称として引き続きそうした名称を使用いただくことも**可能**です。（要綱や委嘱状等の公的な文書では、「地域学校協働活動推進員」であることが明示される必要があります。行政担当者向けの資料等でも推進員であることがわかるように（ ）や注釈で記載していただくことが望まれます。）

Q. 地域学校協働活動推進員に委嘱されると公務員になるのですか？

A. 地域学校協働活動推進員は、幅広い地域住民等において、教育委員会が委嘱する性格のものであり、推進員として**委嘱されることのみをもって、公務員になるというものではなく、職務の性質や報酬の有無等を踏まえて判断していただくこと**になります。

Q. 地域学校協働活動推進員を、公立の公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の職員が担うことは可能ですか？

A. 社会教育法第9条の7に記載されている「地域学校協働活動推進員」は、地域住民等の中から、教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や地域住民等への助言を行う者に対して教育委員会が委嘱することとしています。このため、公立の公民館等の社会教育施設の職員が、その職務として地域学校協働活動に関する業務を担う場合、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員として委嘱することは、想定されていません。  
それぞれのケースごとに、ご不明の点があれば、個別にご相談ください。

## <地域学校協働活動推進員設置要綱の例（①新規で策定する場合）>

### 〇〇市地域学校協働活動推進員設置要綱

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （目的）

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

#### （設置）

第3条 教育委員会は、〇〇市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

#### （定数）

第4条 推進員の数は、地域の実情を考慮のうえ、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない

#### （資格及び委嘱）

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

#### （委嘱期間及び解職）

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

#### （職務）

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

#### （推進員協議会）

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項を協議するため、必要に応じて推進員協議会を開催することができる。

- (1) 推進員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。
- (2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。
- (3) その他推進員の目的を達成するため必要な事項に関すること。

#### （服務）

第9条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

#### （秘密の保持）

第10条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

#### （事務局）

第11条 推進員及び推進員協議会の庶務は、教育委員会〇〇〇課において処理する。

#### （費用弁償等）

第12条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

#### （委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

#### 付 則

##### （施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## ＜地域学校協働活動推進員設置要領の例（②既存のコーディネーターの要綱等を改定する場合）＞

### ●●町地域学校協働学校支援地域本部事業地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会教育法第九条の七第一項及び◇◇町地域学校協働学校支援地域本部事業実施要綱第◇条第◇項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター(以下「推進員コーディネーター」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 推進員コーディネーターは、●●町立小学校及び中学校(以下「学校」という。)の教育活動を熟知し、社会的信望があり、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、●●町教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

(活動内容)

第3条 推進員コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者及び地域ボランティアとの連絡及び調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、登録、配置、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承諾)

第4条 推進員コーディネーターは、第2条の規定により委嘱される場合、承諾書(第1号様式)を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理及び活動記録の作成)

第5条 推進員コーディネーターは、活動状況を報告するため、地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動簿(第2号様式)及び地域学校協働活動推進員学校支援コーディネーター活動状況報告書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。

(活動日及び活動時間)

第6条 推進員コーディネーターが活動する日は、◇◇◇とする。

2 推進員コーディネーターが活動する時間は、◇◇◇とする。

(身分証)

第7条 委員会は、第2条の規定により委嘱した推進員コーディネーターに対し、身分証(第4号様式)を交付する。

2 推進員コーディネーターは、業務に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(謝礼)

第8条 委員会は、推進員コーディネーターの活動に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(任期)

第9条 推進員コーディネーターの任期は、委嘱の日から◇年間とする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第10条 推進員コーディネーターは、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、◇日前までに委員会に申し出なければならないものとする。

(委嘱の解除)

第11条 委員会は、推進員コーディネーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くものとする。

- (1) 推進員コーディネーターの活動を怠った場合
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 推進員コーディネーターとしての活動の実績が良くない場合
- (4) 推進員コーディネーターとしてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第12条 推進員コーディネーターは、委員会又は学校の許可があった場合を除き、その活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、●●町教育委員会事務局◇◇課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。



<推薦書の例>

平成□□年度 地域学校協働活動推進員 推薦書

平成 年 月 日

□□市教育委員会様

□□市立 学校  
校長名 (印)

下記の者を、平成□□年度地域学校協働活動推進員として推薦します。

記

氏名 (フリガナ)	
生年月日	
自宅住所・電話	〒 TEL
推薦の理由	

<委嘱の通知・委嘱状の例>

◆◆●□第○○○号  
平成○□年◆月●日

文科 未来 様

◆◆市教育委員会

選任通知書

社会教育法第九条の七第一項及び◆◆市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づく地域学校協働活動推進員を下記のとおり委嘱します。

記

所掌業務 地域学校協働活動の企画、地域学校協働活動に係るボランティア活動の実施、事業の推進に関わる指導及び助言・評価、成果の普及及び広報等 ほか

報酬等 1時間当たり□□□円を謝金として支払う

任期 委嘱の日から平成○□年▲月◆日まで

(文書取扱：教育委員会○◇課)

委嘱状

文科 未来 様

---

◆◆市地域学校協働活動推進員を委嘱します

任期は 平成○□年◆月●日から  
平成○□年▲月◆日までとします

---

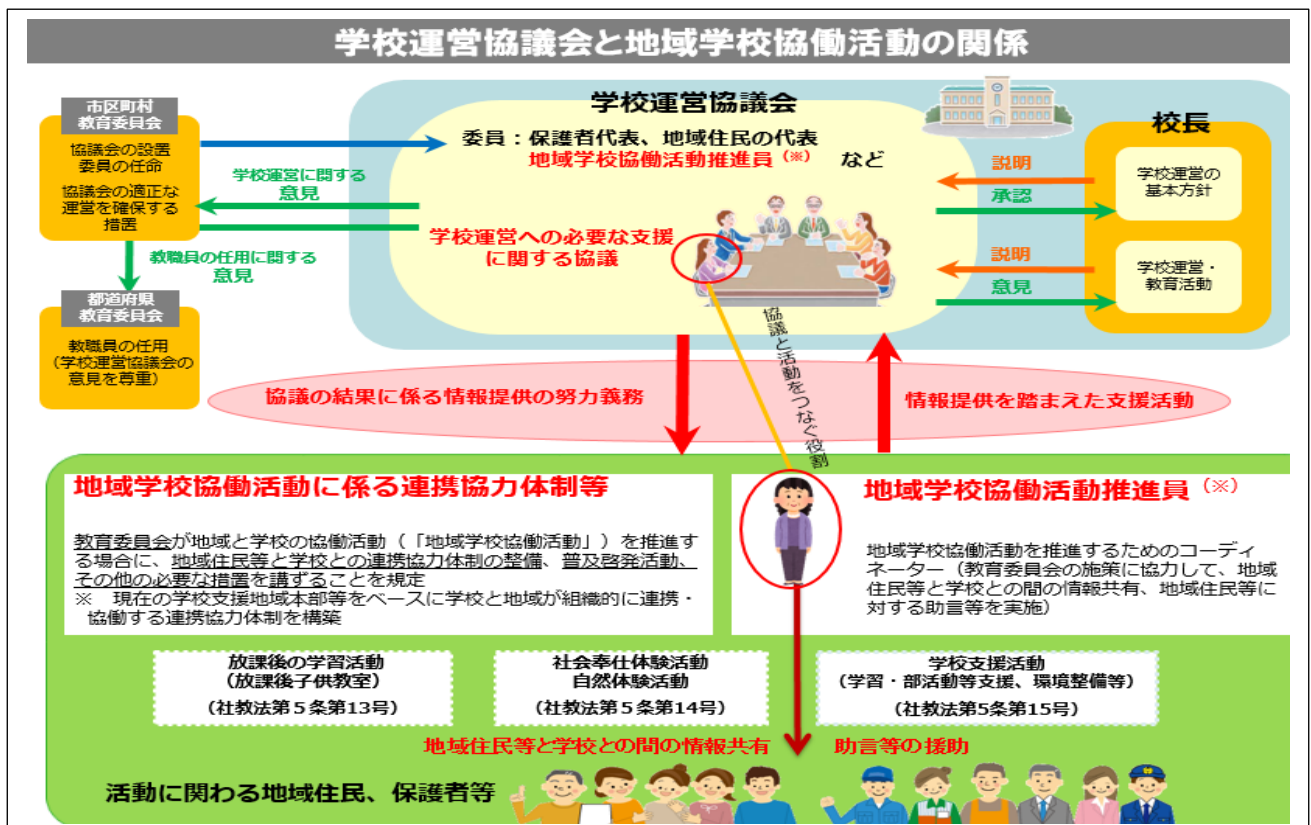
平成○□年◆月●日

◆◆市教育委員会

※本参考手引に示している要綱等はいくまで例示です。各自治体の規定に沿って策定・改正等をお願いします。

## コミュニティ・スクール\*（学校運営協議会制度）との関係性

学校運営協議会は、地方教育行政法第 47 条の6に基づき、地域住民や保護者等の意見を学校運営に反映させる仕組みとして設置されるものです。平成 29 年3月に地方教育行政法が改正され、学校運営協議会において、学校運営に関する協議のみならず、学校が必要とする支援についても協議することとなったほか、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う方を委員として追加するなどの制度の見直しが行われました。



### ＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律＞

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
  - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
  - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
  - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
  - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

\*コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度を導入した学校。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み。

主な役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

## 国による財政支援（地域学校協働活動推進事業）

文部科学省では、地域学校協働活動の全国的な推進のため、平成 29 年度より「地域学校協働活動推進事業」を実施しています。本事業は、自治体における地域学校協働活動の実施に関し、国庫負担 1/3 の割合で補助することを目的としており、地域学校協働活動推進員の活動に係る謝金や自治体が実施する研修会等に係る経費を計上しています。

各教育委員会におかれましては、地域学校協働活動推進員の配置促進のため、本事業も必要に応じてご活用いただき、地域の実情や特色に応じた地域学校協働活動の実施に努めていただければ幸いです。

本事業の実施要綱・要領等は以下のHPよりご確認ください。

- ◆ 学校と地域でつくる学びの未来 → **関連資料・通知**

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/document.html>



## 事例 愛媛県新居浜市の取組

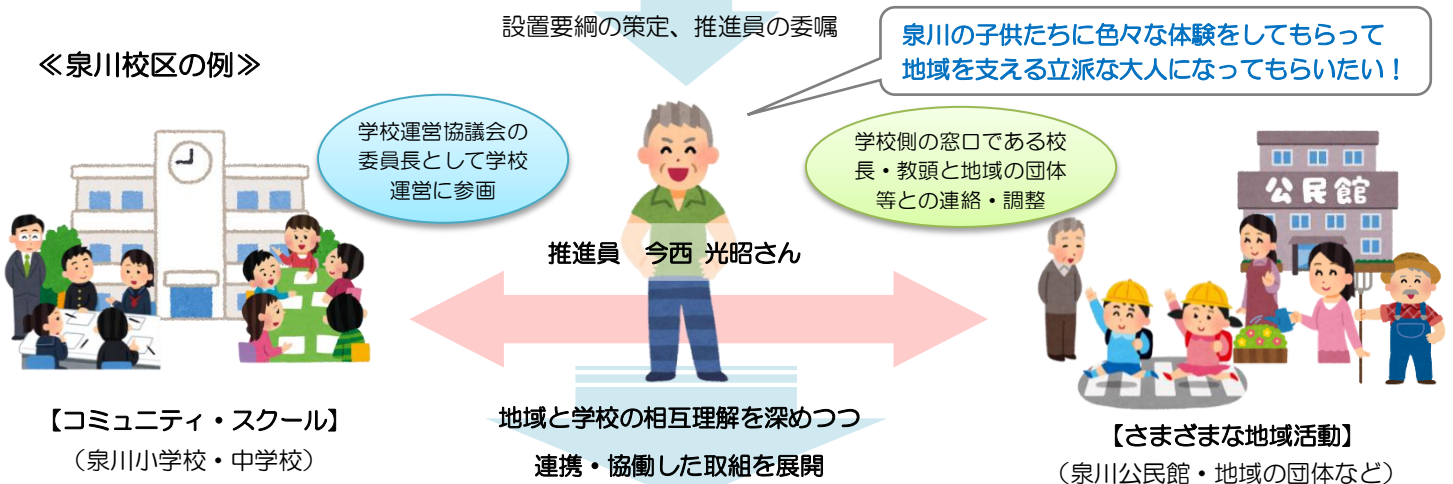
愛媛県新居浜市では、子供たちや地域が抱える様々な課題に地域一丸となって取り組むため、地域学校協働活動と地域とともにある学校（コミュニティ・スクール）づくりの一体的な推進、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」（以下、「推進員」）の委嘱を進めています。

### 【推進員の役割・人選のポイント】

◆地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的な推進には、地域と学校どちらかだけではなく両方から信頼され、広い視野で両者をつなぐ人材が必要不可欠。また、活動にあたって、法令等に基づく明確な役割や立場（肩書き）があることは、活動を組織的かつ円滑に進めるために非常に有効。

- ◆人選のポイントは、子供たちや学校・地域に対する「熱意」と「理解」、そして「コミュニケーション能力」さらに、
  - ① 地域からの信頼 → 長年の地域活動への貢献や元公民館長としての経験 など
  - ② 学校との綿密な連携 → 学校支援地域本部事業の実施や学校運営協議会の委員長を務める など

### 《泉川校区の例》



役割：地域の教育課題を解決するための関係団体等との調整  
学校・地域の教育活動の企画、支援、参加の促進  
学校運営協議会やその他の協議会との連携調整 等

## 【地域と学校が協働した活動の事例（愛媛県新居浜市泉川校区）】

### 学校の教育目標と連携した地域美化活動の実施（大好き泉川の日）

地域の環境美化活動として、ゴミ拾いや沿道の花壇の手入れなどを毎月行う「大好き泉川の日」を実施。当初は地域の大人主導で活動を開始したが、泉川小学校・中学校がコミュニティ・スクールの導入を進めたことを契機に、学校の教育目標と連携して活動を展開することで、子供たちに学校と地域の共通の教育目標である「地域貢献」の意識が芽生え、生徒自らが活動内容について考え、自主的に活動するようになった。

今西推進員は学校と地域をつなぐ要の立場として、地域活動に学校の教育目標を位置付けること、子供たちが地域の思いや地域を訪れる人の気持ちを意識できる活動となるよう、関係者との連絡調整や支援を行った。

活動を通じて、地域や学校から「子供たちが（これまでと）変わった！」との声が多く出ている。



### 小・中学校の学校行事と地域防災活動の連携（合同防災遠足）

泉川小学校・中学校が実施する遠足に合わせて、将来の地域の担い手育成と地域防災強化の観点を加えて、小中合同の防災遠足を実施。今西推進員らの協力・調整のもと地域住民は、子供たちの見守りや災害時の炊き出しを想定した公民館での昼食用力レーづくり、河川敷での配膳など、さまざまな活動・支援を行った。

参加した小学生と中学生の子供たちは、ただ遠足を楽しむだけでなく、さまざまな場面で自分たちを支えてくれる地域への深い感謝の念を抱くとともに、異年齢・異世代の交流を通じて災害時の自らの役割を考え、遠足の最後には中学生は近隣の小学生を自宅まで送り届けるなど、地域の中で自らの責任を自覚し、地域防災の担い手としての成長が窺える取組となった。



## 関連資料URL

- ◇ 学校と地域でつくる学びの未来 <http://manabi-mirai.mext.go.jp/>

地域学校協働本部、放課後子供教室、地域未来塾、土曜日等の教育支援など、地域学校協働活動に関する取組の概要や事例紹介、全国の実施状況、関連法令等の資料等についての情報を発信しています。

- ◇ 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1383845.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1383845.htm)

社会教育法、地方教育行政法の改正を含む「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」の概要、本文、新旧対照表が掲載されています。

◇ 社会教育法改正に関する Q&A <http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container>

社会教育法の改正に関して、各条文ごとに主な Q&A を記載しています。地域学校協働活動推進員の委嘱等についても記載しておりますので、ご参照ください。今後、必要に応じて項目を追加するなど情報を更新していく予定です。

◇ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/29/04/1385059.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/04/1385059.htm)

社会教育法の改正等を踏まえ、教育委員会において地域学校協働活動を円滑に実施するための参考の手引です。地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

◇ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）

（中教審 186 号） [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm)

中央教育審議会において、従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「地域学校協働本部」を全ての地域に整備し、「地域学校協働活動」を推進していくこと等が提言されています。

◇ 「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/01/1366426.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/1366426.htm)

中央教育審議会の3答申（上記答申、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」の内容を推進するため、具体的な施策と工程表がまとめられています。

◇ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shoto/community/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shoto/community/)

コミュニティ・スクールに関する情報や資料を掲載しています。「コミュニティ・スクールパンフレット」、「学校運営協議会設置の手引き」、「ワークショップのすすめ」のダウンロードができます。また、全国の各地区で開催する「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」やCSマイスターの派遣制度等の情報も掲載しています。

◇ 土曜学習応援団 <http://doyo2.mext.go.jp/>

民間企業、団体、大学等の協力を得て、子供たちの土曜日、休日、放課後等における教育活動の充実に向けた取組を推進する「土曜学習応援団」に賛同している民間企業等や提供されている学習プログラムを発信しています。

## お問合せ先

### <地域学校協働活動>

文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域学校協働推進室〔学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム〕

電話番号：03-5253-3284（直通） E-mail：manabi@mext.go.jp

### <コミュニティ・スクール>

文部科学省初等中等教育局参事官（学校運営支援担当）付〔学校地域連携・協働推進プロジェクトチーム〕

電話番号：03-5253-3720（直通） E-mail：syosanji@mext.go.jp

※ 本参考手引については、今後、教育委員会の皆様の御意見も踏まえ、Q&Aや新たな事例の追加を行うなど、適宜見直しを行い、最新版を文部科学省HP（<http://manabi-mirai.mext.go.jp/>）に掲載いたします。



文部科学省